

■新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の概要

◎ 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年4月30日公布)の概要

| 税金の種類等 | 内容 | 適用 | | | | |
|-------------------|---|---|------|--------------|----|--------|
| 徴収の猶予制度の特例 | <p><徴収の猶予制度の特例></p> <p>○ 収入が大幅に減少(前年同期比概ね20%以上の減少)した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を設ける。 ※ 令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する地方税等について適用。</p> | 令和2年4月30日から | | | | |
| 固定資産税 | <p><中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置></p> <p>○ 厳しい経営環境にある(※)中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。</p> <p>(※) 令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>30%以上50%未満減少している者</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>50%以上減少している者</td> <td>ゼロ</td> </tr> </table> <p><生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充></p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。</p> | 30%以上50%未満減少している者 | 2分の1 | 50%以上減少している者 | ゼロ | 令和3年度分 |
| 30%以上50%未満減少している者 | 2分の1 | | | | | |
| 50%以上減少している者 | ゼロ | | | | | |
| 自動車税・軽自動車税環境性能割 | <p><自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長></p> <p>○ 自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。</p> | 令和3年3月31日まで | | | | |
| その他 | <p>○ イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応</p> <p>○ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応</p> <p>○ 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化</p> | 令和3年1月1日から 令和3年1月1日から 令和2年4月30日から | | | | |